

つながって、みんなで作る
無駄がなく 美しい
市民自治の拠点

宇部市本庁舎建設検討市民委員会

提言書

2014.12.04

目次

1. 市庁舎建替えの必要性について（P1）
 - （1）現庁舎の抱える課題
 - （2）建替えの必要性

2. こんな市庁舎をつくりたい！ 市庁舎づくりの基本目標（P3）

3. こんな市庁舎をつくりたい！ 市庁舎づくりの5つの基本イメージ（P4）
 - （1）明るく、利用しやすい、公園のような市庁舎
 - （2）効率的な行政を推進しやすく、無駄のない市庁舎
 - （3）市民の交流を生み、市民の活動を支える市庁舎
 - （4）議会の活動が市民に分かりやすい市庁舎
 - （5）安全・安心の拠り所となる市庁舎

4. 新庁舎建設の基本方針（P6）
 - （1）すべての人にやさしいユニバーサルデザインへ配慮する
 - （2）合理的でシンプルで無駄のないローコストなつくり方に配慮する
 - （3）自然エネルギーの活用などを工夫し、地球環境に配慮する
 - （4）耐震性や長期にわたる維持管理に配慮する
 - （5）情報化への対応やスペースの可変性に配慮する
 - （6）人の動線を意識した駐車場のつくり方を工夫する

5. 新庁舎に導入する市民利用機能（P8）
 - （1）宇部市の情報を発信し、宇部市をアピールする総合情報機能
 - （2）市民交流を支え、市民協働のための拠点となる場所
 - （3）市民の憩いの場となる空間
 - （4）市民生活を支える施設（国の施設など）との合築
 - （5）商業機能（売店など）の併設

6. 建設場所について（P10）

7. みんなでつくる市庁舎（P12）

1. 市庁舎建替えの必要性について

(1) 現庁舎の抱える課題

- 老朽化

現庁舎は、昭和 33 年に建設され、その後、昭和 36 年に傍聴室棟、昭和 46 年に本棟 4 階、昭和 52 年に西棟、昭和 55 年に東棟、昭和 62 年に別館、平成 11 年に高齢者総合支援課棟と、度重なる増築を重ね、老朽化と同時に、施設全体のつながりが悪く、市民の利用に不便をきたしている。

- 耐震性の不足

現庁舎は、旧建築基準法時（昭和 56 年以前）に建てられているため、市が実施した耐震診断の結果によると、本棟 4 階、議場棟及び東棟は、一般的には震度 6 から 7 程度の「地震の震動及び衝撃に対して、倒壊し又は崩壊する危険性が高い」という評価である。耐震性が確保されていない状態で使い続けている現状であり、一刻も早い安全性の確保が求められる。

- 市民利用への配慮不足

現庁舎は、高齢者、障害者、乳幼児連れの人などに対する配慮（ユニバーサルデザイン）が充分でなく、使いにくい状況にある。

また、窓口サービスや待ち合いなどのスペースなどが不足しており、使いにくい状況にある。

- 協働のまちづくり推進のための機能不足

「市民協働で進めるまちづくり」を実践するために必要な市民利用機能が、現在の庁舎には設けられていない。

- 防災拠点としての機能不足

災害が発生した場合、市庁舎は危機管理の拠点として、災害応急対策活動への指示、情報発信の拠点など十分な機能の発揮が求められる。しかしながら、現庁舎にはその機能が不足している。

(2) 建替えの必要性

現庁舎の抱える課題も踏まえ、市民委員会の委員から提出された「市庁舎への思い」をとりまとめた結果（下記のとおり）、ほとんどの委員が現庁舎の建替えの必要性を感じている。

このことから、市民委員会として、現庁舎の建替えは必要であると判断する。

【 参 考 】

市民委員会において、現庁舎の建替えについてとりまとめた結果
(回答数 47名)

ア 必要である	44名
イ 必要ない	0名
ウ その他	2名
エ 無記入	1名

2. こんな市庁舎をつくりたい！ 市庁舎づくりの基本目標

「つながって、みんなで作る

無駄がなく 美しい

市民自治の拠点」

市民委員会が出された「親しみやすい」、「だれでも利用しやすい」、「明るい」、「分かりやすい」、「公園のように」、「コンパクトで無駄がない」、「働きやすい」、「市民の生活に便利」、「災害時など頼りになる」、「安全で安心」、「協働のまちづくりの拠点」、「それぞれの市民がつながって作りあげていく」などの意見を集約して基本目標とした。

3. こんな市庁舎をつくりたい！ 市庁舎づくりの5つの基本イメージ

市民にとって市庁舎がどうあるべきか、についての全体的なイメージをまとめる。

(1) 明るく、利用しやすい、公園のような市庁舎

- ・ 明るく、親しみやすいこと
市民が気軽に利用できる、親しみやすく、明るいイメージの市庁舎にしたい。
- ・ 分かりやすく、利用しやすく、充実した市民サービスが受けられること
市民が利用する際に、行きたいところが分かりやすい構成になっていると良い。
特に、窓口業務に関しては、1ヶ所ですべての手続きが出来るようになって欲しい。
- ・ 緑と花と彫刻のまちのイメージを先導する公園のような場所であること
宇部市のまちづくりのキャッチフレーズである「緑と花と彫刻のまち」を市庁舎が先導してその美しさを実感できるような空間にしたい。

(2) 効率的な行政を推進しやすく、無駄のない市庁舎

- ・ 機能的な空間構成で、市職員が働きやすい環境であること
効率の良い組織構成を考え、それに沿った効率的な空間構成（各部・課の配置、レイアウト）により無駄のないオフィス環境をつくる。
将来の組織変更に対応する柔軟性を備えておくことも極めて重要である。
- ・ 情報化に対応できる柔軟なレイアウト機能を有すること
情報技術の進展は予測が出来ない程進んで行くことが考えられる。それらの技術の進展に対応する柔軟なインフラ環境を用意すること。
- ・ 維持管理費の低減につながる工夫を重ね、地球環境にやさしいこと
建築計画、設備計画など計画段階で最適化の検証を行い、維持管理費の低減や、ランニングコストの低減を工夫し、地球環境への負荷を押さえることを最大限努力する。

(3) 市民の交流を生み、市民の活動を支える市庁舎

- 市民活動のためのスペースが無駄なく配置されていること
市民協働のまちづくりの実践に当たり、市民活動の育成が必要であり、そのために必要な機能や空間が、市庁舎内に用意されていることが必要である。
- 市民の様々な活動を支え、市民相互の交流が生み出せること
それぞれの市民活動と行政が連携し、活動する市民相互が交流することが出来れば、より一層市政運営が発展し展開していくことが期待できる。
- 宇部市の観光情報やイベント、市民の活動などの情報発信の拠点となること
市庁舎は、市民にとっても、外部から来た人にとっても、宇部市のビジターセンターとしての役割を担うことが必要である。そのため、宇部市の観光情報やまちづくりの取り組みなどに関する情報発信機能を工夫することが必要である。

(4) 議会の活動が市民に分かりやすい市庁舎

- 市民と議会を近づける開かれた空間づくりに配慮されていること
議会活動などを分かりやすい状態にし、議会と市民を近づける工夫をすることが必要である。
- 議会の立法機能の強化につながる機能が用意されていること
議会の立法機能の強化につながる議会図書室などを整備する。また、議会図書室は、一定の手続きのもと市民に開放することが出来ることが望ましい。
- 議会スペースの有効活用を工夫すること
議場など、議会開催以外の期間に空いている空間は、市民のコンサートや集会などの利用が出来るよう工夫する。

(5) 安全・安心の拠り所となる市庁舎

- 防災拠点としての機能を充実させること
災害時に災害対策活動などの本部としての機能を充分満たす機能を用意しておくこと。
- 危機管理システムの整備とそれを支える空間機能がマッチしていること
危機管理システムとそれを運用する空間機能がマッチし、防災拠点としての機能を充分果たせること。

4. 新庁舎建設の基本方針

新庁舎の建築的なつくり方に関する基本方針についてまとめる。

(1) すべての人にやさしいユニバーサルデザインへ配慮する

- ・ 少子・高齢社会に対応したすべての人にやさしい庁舎
庁舎を訪れるすべての人の目的が果たせるようユニバーサルデザインに徹底して配慮された庁舎にすること。
高齢者や子どもを連れた保護者などの行動に配慮し、サイン（誘導、窓口案内、説明表示、など）計画などに充分配慮したデザインであること。

(2) 合理的でシンプルで無駄のないローコストなつくり方に配慮する

- ・ 出来るだけシンプルな構造とし、建設コストを押さえた庁舎
縮小する時代に相応しい合理的で無駄のないシンプルな構造として、建設コストの低減を図る。

(3) 自然エネルギーの活用などを工夫し、地球環境に配慮する

- ・ 省エネに配慮し、環境にやさしく経済的な庁舎
自然エネルギーの活用や、環境配慮型設備計画を工夫し、ランニングコストの削減を目指した経済的なつくり方を工夫する。

(4) 耐震性や長期にわたる維持管理に配慮する

- ・ 耐震性を重視し、維持管理のしやすい長寿命の庁舎
防災拠点としての安全性や、耐震性を重視し堅牢な躯体をつくり、長期にわたり維持管理の容易な素材の選択などにより、長期の維持管理費の削減につとめること。

(5) 情報化への対応やスペースの可変性に配慮する

- ・ 急速に進展する情報化に柔軟に対応し、将来の空間の可変性に対応するフレキシブルな庁舎
情報化の進展に合わせて柔軟に設備の更新が出来るように、あらかじめシステムを構築しておくことが必要である。

(6) 人の動線を意識した駐車場のづくり方を工夫する

- バスやタクシーなどの公共交通や、自家用車、自転車、車いすなどの様々な移動手段に対応する駐車場のづくり方を工夫する

庁舎までの移動手段は様々であるが、何れの手段で来庁しても、雨にぬれずに安全に市庁舎内へ移動できるよう工夫する。

5. 新庁舎に導入する市民利用機能

できるだけ小さく合理的でシンプルな市庁舎をつくることが最優先であるが、その中においても、市民利用の機能も可能な限り導入する。

(1) 宇部市の情報を発信し、宇部市をアピールする総合情報機能

- 地域情報の発信の拠点となる空間
「今、宇部で何をやっているのか」、「市政の課題は何か」など、市政情報の的確な発信など、他の施設では代用できない情報発信機能を併設する。
- 宇部市をアピールする空間
宇部市の歴史や文化、特産品などの魅力を発信し、「宇部の今」が分かる空間をつくる。

(2) 市民交流を支え、市民協働のための拠点となる場所

- 多様な催しに対応するフレキシブルな空間
市民及び各種市民団体、NPO などとの意見交換、市民会議、物産展などの様々な市民主体の行事などに対応できる交流広場となる多機能な空間をつくる。
- 市民の交流やふれあいのための空間
市民にとって親しみの持てるような活動や、交流の場所としての市庁舎への期待がある。
- 目的を持った市民活動のための空間
現在、市民活動は多様に展開しているが、活動の場所があちこちに分散している現状なので、市庁舎に集約できるものはまとめ、市民にとって使いやすいものにした。

(3) 市民の憩いの場となる空間

- 市民の憩いの場となる公園のような場所
市民にとって親しみの持てるような空間や、設えを用意し、子どもなどにとっても市役所が身近なものに感じられるようにする。

(4) 市民生活を支える施設（国の施設など）との合築

市民生活に必要な各種手続きなどのための行政機能が分散している状況を、市庁舎の建替えを契機に改善して欲しい。

特に、現在隣接している税務署との合築により、敷地利用の効率化を図ると同時に、市民利用の利便性の向上を図ることが期待される。

(5) 商業機能（売店など）の併設

売店などの販売機能や、食堂など、利用する市民にとって最低限必要な商業機能を併設する。

6. 建設場所について

「 現庁舎の敷地周辺で建替えることを原則として考える 」

市庁舎の建替えは、中心市街地の活性化の起爆剤としても期待されているため、建設する場所については多くの意見が出されたが、概ね以下の3つの意見に集約することが出来た。

(A) 宇部新川駅と一体化して整備する案

宇部新川駅と一体的な整備をすることで、周辺のまちづくりを動かす重要な契機として位置づける考え方。

(B) 中心部の学校適正配置計画の中で統合予定の神原小学校の敷地に建てる案

敷地が整形であるため計画の自由度が高まり、かつ、建設中の仮庁舎の必要もないことから経費の節減に繋げようとする考え方。

(C) 現庁舎が建っている敷地周辺に整備する案

現庁舎敷地を中心に、現駐車場敷地を使い、隣接する税務署との合築の可能性も含めて整備する考え方。



(A) は、かつて賑わった宇部新川駅周辺のまちづくりにつながる考え方として一考の余地はあるものの、現状では市有地がなく、これから用地取得の交渉からはじめなければならないこと、JR 西日本との折衝など、先が見えないことから現実的には厳しいのではないかという意見が多くを占めた。

(B) は、教育委員会が主体となって進めている学校適正配置との時間的な擦り合わせが難しいことと、中心市街地活性化計画の区域外であることから、中心市街地活性化計画の基本的な見直しが必要であることなどから、現実的には難しいのではないかという意見が多く出された。

(C) は、中心市街地活計化計画において主要な拠点として位置づけられており、現在までつくられてきたまちの構造を踏襲する意味でも一番可能性が高いのではないかという意見が多かった。

また、隣接する税務署と事前の調整を進め、一体的な整備が出来れば双方にとってメリットがあり、市民利用の上では飛躍的に利便性が上がるという意見が多く出された。

これらの意見を集約すると、(C) の「現庁舎の敷地周辺で建替えることを原則として考える」ことが現実的であると判断できる。

しかし、総合的に判断し他の敷地の可能性が高まった場合、見直すこともあり得ることとする。

7. みんなでつくる市庁舎

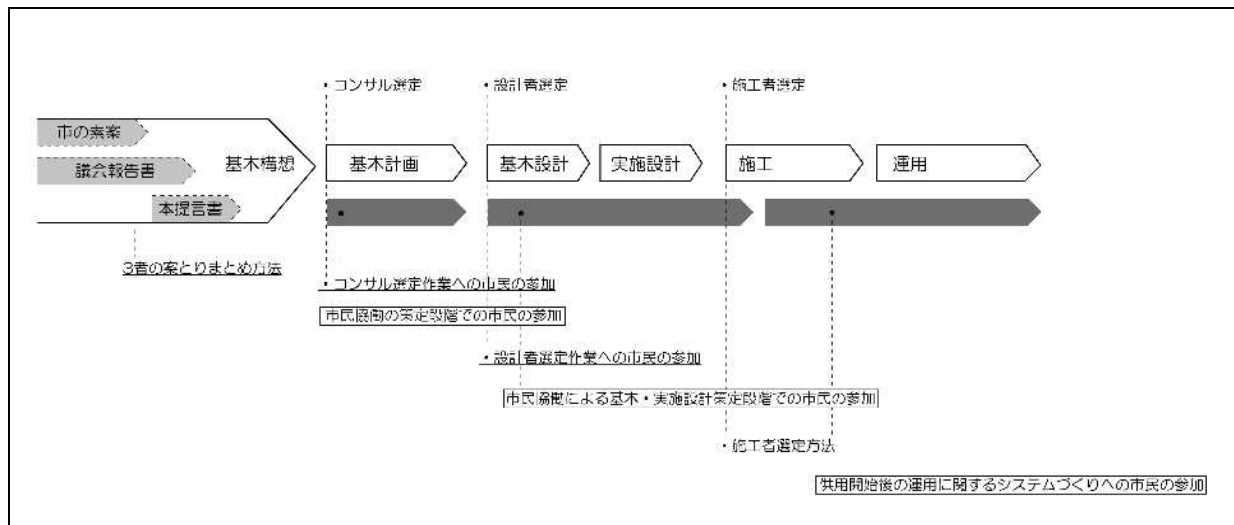
建設プロセスへの市民の主体的な関わり方

本提言書と市が作成した本庁舎建設に係る基本的な考え方（素案）、市議会特別委員会からの報告をとりまとめる段階から、基本計画、基本設計・実施設計、施工期間、竣工後の運営まで、それぞれの段階で、相応しいかたちで市民が関わりながらゆっくり時間をかけて、関係者相互に納得しながら市庁舎づくりを進めていきたいという意見が多く出されている。

特に、基本構想をうけて展開する基本計画段階と、基本設計段階は、新庁舎建設の命運を握る重要な段階である。

そこに本市民検討委員会の成果を継続的につなげ、市民が責任を持って関われる仕組みを是非つくりあげていきたい。

以下に、段階毎に市民の関わりについてまとめる。



(設置)

第1条 本庁舎建設に係る基本的な考え方の策定に当たり、多様な意見を反映させるため、宇部市本庁舎建設検討市民委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、本庁舎建設に関する課題等について協議し、本庁舎建設に係る基本的な考え方の市民案を策定するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、おおむね50人の委員をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 学識経験者
- (3) 関係団体の代表者
- (4) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱の日から市民案の提出の日までとし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

3 公募する委員の選考に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の中から選出する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、総務管理部総務管理課が担当する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

	氏 名	所 属	備 考
1	青 谷 和 彦	—	公 募
2	浅 田 宏 之	—	公 募
3	鳩 心 治	宇部市低炭素まちづくり協議会	団体推薦
4	石 井 美 智 子	国際ソロプチミスト宇部	団体推薦
5	石 丸 雅 子	—	公 募
6	内 田 文 雄	山口大学工学部	学識経験者
7	岡 崎 啓 子	—	公 募
8	岡 崎 健 司	—	公 募
9	加 藤 陽 葉	—	公 募
10	加 藤 禮 子	宇部商工会議所	団体推薦
11	河 口 和 憲	—	公 募
12	川 元 宏 一 郎	山口県建設業協会宇部支部	団体推薦
13	木 原 裕 子	宇部市地球温暖化対策ネットワーク	団体推薦
14	櫛 部 勇 輔	宇部西ロータリークラブ	団体推薦
15	熊 谷 佐 登 美	—	公 募
16	蔵 田 晃 一	宇部青年会議所	団体推薦
17	斉 藤 信 之	山口県建築士会宇部支部	団体推薦
18	作 村 強	宇部サルビアライオンズクラブ	団体推薦
19	佐 藤 雅 美	宇部市社会福祉協議会	団体推薦
20	佐 貫 哲 也	—	公 募
21	塩 田 信 義	宇部ときわライオンズクラブ	団体推薦
22	潮 村 英 生	うべ女性会議	団体推薦
23	住 吉 民 枝	—	公 募
24	曾 根 洋 介	おもしろファーム	団体推薦
25	玉 重 彰 彦	くすのき商工会	団体推薦
26	都 秋 米 市	—	公 募
27	西 川 三 代 子	宇部市老人クラブ連合会 楽亀クラブ宇部	団体推薦
28	西 村 聰 明	—	公 募
29	西 村 正 彦	宇部ロータリークラブ	団体推薦
30	橋 本 勲	うべネットワーク	団体推薦
31	橋 本 雄 二 郎	宇部市PTA連合会	団体推薦
32	波 多 野 幹 人	宇部市身体障害者団体連合会	団体推薦
33	原 田 真 道	宇部市私立幼稚園連合会	団体推薦
34	平 岡 弘 子	宇部ボランティア連絡協議会	団体推薦

宇部市本庁舎建設検討市民委員会 委員名簿

	氏 名	所 属	備 考
35	福 田 幸 三	宇部市自治会連合会	団体推薦
36	福 場 達 朗	—	公 募
37	福 間 彩 香	—	公 募
38	藤 里 隆	宇部東ロータリークラブ	団体推薦
39	藤 重 雅 明	宇部未来会議	団体推薦
40	藤 吉 幸 平	—	公 募
41	前 村 き み こ	宇部ハーモニーライオンズクラブ	団体推薦
42	松 戸 芳 明	—	公 募
43	丸 田 育 美	—	公 募
44	三 浦 寛 司	宇部観光コンベンション協会	団体推薦
45	光 永 香 奈 枝	—	公 募
46	宮 崎 修 五	—	公 募
47	森 岡 智 恵 美	自主子育てサークル ホップステップジャンプ	団体推薦
48	山 崎 和 之	宇部市商店街連合会	団体推薦
49	綿 田 敏 孝	宇部市医師会	団体推薦
50	渡 辺 久 泰	宇部新川ライオンズクラブ	団体推薦
51	永 山 義 毅	宇部かたばみライオンズクラブ	団体推薦

委員会等開催日		検討事項等
第1回	平成26年4月26日(土) 宇部市役所	(1)委員長・副委員長の選出 (2)本庁舎建設に係る基本的な考え方について (3)今後の進め方について (4)その他
第2回	平成26年6月21日(土) 宇部市文化会館	(1)第1回委員会について ・「意見及び質問票」について ・庁舎建替えの必要性について ・第1回委員会のまとめについて (2)グループ討議 ・新庁舎建設に対する理念について ・新庁舎の建設場所について (3)その他
第3回	平成26年8月9日(土)	台風11号の接近により延期
	平成26年8月21日(木) 宇部市役所	(1)第2回委員会のまとめ (2)新庁舎の機能について (3)その他
第4回	平成26年9月20日(土) 宇部市総合福祉会館	(1)第3回委員会のまとめ (2)市民案の構成(案)等について (3)その他
第5回	平成26年10月18日(土) 宇部市役所	(1)第4回委員会のまとめ (2)市民案について ・市庁舎建設の全体プロセスへの市民の関わり方 ・市民案の全体構成 ・新庁舎の建設場所 (3)その他
第6回	平成26年11月15日(土) 宇部市役所	(1)提言書について (2)その他
	平成26年12月4日(木) 宇部市役所	提言書の提出